高校生等への教育費の支援について

高校等への進学を望む生徒が、お金の不安なく学べるように、高校生等のいる世帯の教育費(授業料や教科書代、PTA費等)を支援する制度 (就学支援金、奨学のための給付金、育英資金)が設けられています。

これらの支援を受けるには、申請が必要です。制度の違いを理解していただき、生徒が安心して学べるように活用してください。

	しゅうがくしえん きん 就学支援金	変学のための給付金	りくえいしきん しょうがくきん 育英資金(奨学金)
内容	授業料に充てるため毎月定額を支給 学校設置者が生徒に代わり受け取り、授業料に充てる ため、生徒本人が直接受け取るものではありません。	授業料以外の教育費(教科書・PTA費等) に充てるため年に1回定額を支給(新入生で 一部早期給付を希望する場合は年に2回) 指定された口座へ直接支給されます。	教育費に充てるための資金として 毎月定額を <mark>貸与</mark>
返済の義務	<u>な し</u>	<u>なし</u>	<u>あ り</u>
世帯の所得 の制限	(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除額で判断 保護者(親権者)全員の合算額	道府県民税・市町村民税所得割の合算額 で判断(詳しくは裏面をご確認ください)	所得額 で判断
	304,200 円未満 【4人世帯の目安】年収約 910 万円未満 「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、 両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や 年齢、働いている人の人数等により、異なりますのでご	保護者 (親権者)全員の合算額 非課税 (0円) 【4人世帯の目安】年収約 270 万円未満世帯構成員により異なります。	世帯全員の合計所得額が生活保護基準の2倍以内 【4人世帯の目安】所得の上限422~ 481 万円以内 地域により異なります。
	注意ください。		
支給額 (年額)	118,800 円 (月額9,900円) 定時制、通信制は、支給額が異なります。 私立は、所得に応じて支給額が異なります。	国公立 32,300 円 ~ 143,700 円 私 立 52,600 円 ~ 152,000 円 世帯の状況で支給額が異なる。	96,000 円 ~ 216,000 円 (月額 8,000 円 ~ 18,000 円) 学校区分、通学区分により貸与額が異なります。
申請の時期	4月の入学時 6月~7月頃	7月頃 新入生で一部早期給付を 希望する場合は4月頃	6月頃(在学募集) 9月頃(予約募集) 中学3年生が対象。

道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法について

1 道府県民税・市町村民税所得割額とは

道府県民税・市町村民税の税額のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことをいいます。

道府県民税・市町村民税所得割額は、市町村役場が発行する 課税証明書や、会社等にお勤めの方は 特別徴収税額の変更・決定通知書(毎 年6月頃に職場で配布)、自営業、農林水産業等の方は **納税通知書**(市町村から郵送)でも確認できます。

税額 控除額

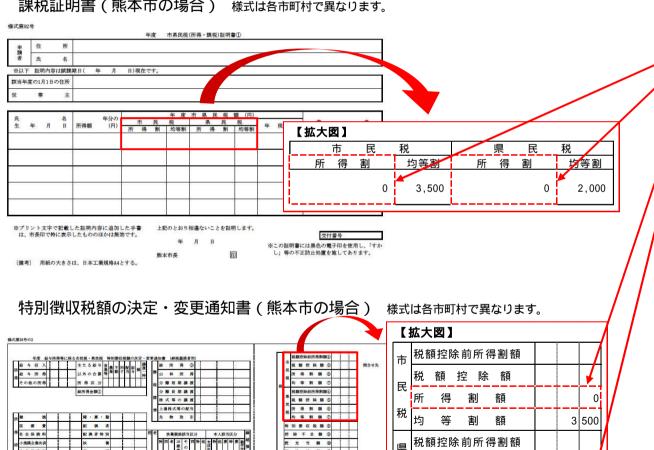
均 等 割 額

0

2 000

2 道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法

課税証明書(熊本市の場合) 様式は各市町村で異なります。



继 林 類 (③ - ⑤)

ここに記載された金額を確認して ください。

均等割額は含めません。

親権者が2名の場合、合計額となります。

道府県民税・市町村民税所得割の 合質額が

0円の場合

就学支援金及び 奨学のための給付金の対象

となります。

いずれも、課税があった場合も 対象になる可能性があります。